

令和5年11月30日

防衛大臣
木原 稔 殿

公益社団法人 日本看護協会
会長 高橋 弘 枝



防衛省における准看護師養成の停止に関する要望書

自衛隊では、現在、衛生員のほか、第一線救護衛生員が准看護師の資格を取得しています。

看護師は、患者の問診、視診等を通してアセスメントを行ない、患者の症状や状態から、どのようなケアが必要かを判断し看護を提供していきます。しかし、准看護師は、業全体に医師、歯科医師又は看護師の指示を要し、基礎教育においても、看護師とは基本的考え方や、求められる能力が大きく異なり、教育内容の違いは明らかです。本会では、国民の医療ニーズに対応するには、准看護師では不足であり、制度創設当時から、一貫して准看護師養成の停止と看護師養成への一本化を求めています。

有事の第一線において必要となる救護は戦闘行為による銃創や爆発物による爆創という外傷に対するものであり、平時に提供する医療・看護とは大きく異なり、受傷と全身状態に関する迅速な判断と全身の処置を行うための幅広い知識と技術を必要とします。このため、第一線救護衛生員の基礎資格として看護師は必須であり、救護活動のための指示体系及び専門性と自律性が求められる救護等の活動に見合うよう、自衛隊の看護職全体の等級、処遇の変更が必要です。

つきましては、このような事情をご賢察の上、貴省における准看護師養成を停止し、看護師養成に変更するよう要望いたします。

要望事項

防衛省における准看護師養成を停止し、看護師養成に変更をされたい。

1 | 看護師と准看護師の違い

看護師と准看護師には基礎教育の違いがあり、
看護師は厚生労働大臣の免許、**准看護師は都道府県知事の免許**となっています。

看護師と准看護師は、**業を実施する上で指示の必要性の有無に違いがあります。**

		看護師	准看護師
基礎教育	入学要件	高校卒業	中学校卒業
	年限	3年以上	2年以上
	単位・時間	102単位以上	1,890時間以上
免許		厚生労働大臣の免許	都道府県知事の免許
業		「傷病者若しくはじよく婦に対する療養上の世話又は診療の補助を行うことを業とする」(法第5条)	「医師、歯科医師又は看護師の 指示を受けて 、前条に規定すること(傷病者若しくはじよく婦に対する療養上の世話又は診療の補助)を行うことを業とする」(法第6条)

出典:保健師助産師看護師法

厚生労働省医政局長通知:「看護師等養成所の運営に関する指導ガイドラインについて」の一部改正について」の一部訂正等について(通知).令和4年2月28日.医政発0228第6号 別添 看護師等養成所の運営に関する指導ガイドライン 別表3 別表4 に基づき作成

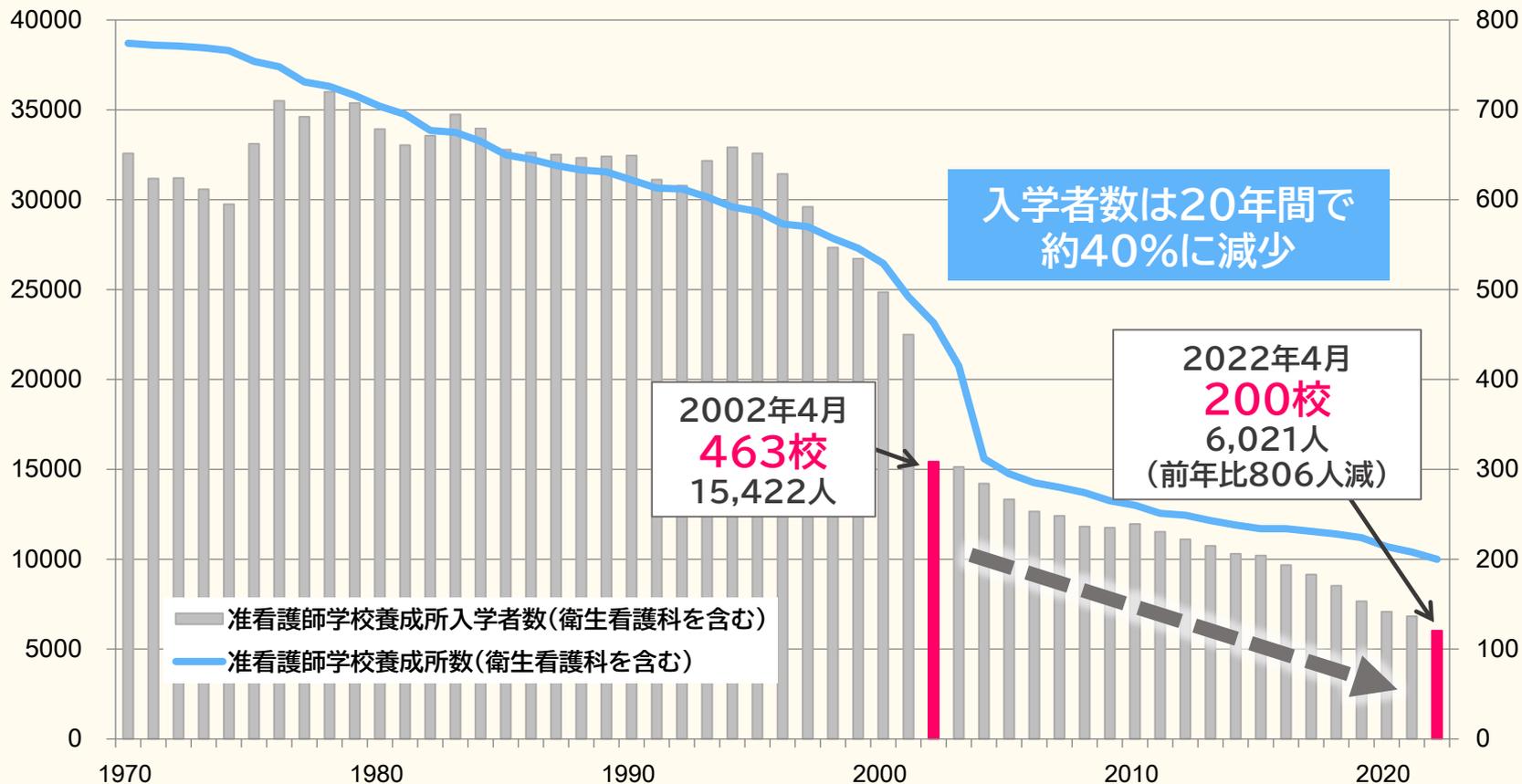
2

准看護師養成数の減少

准看護師学校養成所数と入学者数は減少しています。
入学者数はここ20年間で、約40%になっています。

(人)

(校)



【准看護師養成所が学生募集を停止した県と停止年度】

平成20(2008)年度 福井県
 平成30(2018)年度 秋田県
 令和 4(2022)年度 山形県

平成25(2013)年度 沖縄県
 令和 3(2021)年度 新潟県、岡山県

出典:厚生労働省「看護師等学校養成所入学状況及び卒業生就業状況調査」各年度版